

滋賀県 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修および第三号研修）について

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成 24 年 4 月から、喀痰吸引等研修を修了した介護職員は、一定の条件のもとであれば、たんの吸引や経管栄養の業務を実施することが可能になりました。

滋賀県が委託にて実施している喀痰吸引等研修は下記のとおりです。（この他、登録研修機関でも研修は実施されています。）

なお、滋賀県が委託にて実施する第一号、第二号研修では、実地研修を原則受講者の所属する施設または事業所で実施することとしており、実地研修を実施するには指導看護師による指導が必要です。介護職員の研修受講を考えている施設または事業所におきましては、指導看護師の有無について確認するとともに、必要な場合は指導看護師養成講習の受講をお願いいたします。



	1) 研修で対応している行為	2) 研修カリキュラム (対象：介護職員等)	3) 平成 30 年度 基本研修 (講義、演習) 実施時期 (予定)	4) 実地研修における指導看護師の要件	5) その他 (登録研修機関情報)	6) お問い合わせ先
第一号、第二号研修	<p>不特定多数の者に対する</p> <ul style="list-style-type: none"> 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養 <p>「人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引」および「半固形栄養剤のみの経管栄養」には対応していません。第三号研修を受講してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講義 (50 時間 8 日間) 演習 (3 日間) 実地研修 (原則、受講者が所属する (もしくは同一法人内の) 施設または事業所で実施) <p>※講義、演習修了後に筆記試験あり</p>	<p>年 1 回</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義：6 月 21 日～7 月 5 日 (8 日間) 演習：7 月～8 月 (3 日間) 筆記試験：8 月 (0.5 日間) <p>※基本研修 (演習、演習) 修了後に実地研修に入ります。</p>	<p>①～③のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ①喀痰吸引等研修指導看護師養成講習の修了者 (今回、ご案内している講習です) ②平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 (指導者講習) の修了者 ③医療的ケア教員講習会の修了者 <p>※平成 22 年度特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修の修了者は不可</p>	<p>HP に登録研修機関一覧 (滋賀県分) を掲載 (詳細は研修機関におたずねください)</p>	<p>滋賀県 医療福祉推進課 077-528-3597</p>
第三号研修	<p>特定の者に対する</p> <ul style="list-style-type: none"> 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養 <p>(人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引も対応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講義 (10 時間 1.5 日間) 演習 (0.5 日間) 実地研修 (特定の者に対して実施) <p>※講義、演習修了後に筆記試験あり</p>	<p>年 3 回</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義および演習 (筆記試験を含む)： 7 月 (2 日間) 10 月 (2 日間) H31.1 月 (2 日間) <p>※基本研修 (演習、演習) 修了後に実地研修に入ります。</p>	<p>対象者に関わる看護師</p> <p>※指導看護師養成講習の受講等は必要ありませんが、指導する介護職員と一緒に演習を受講し、オリエンテーションを受けていただく必要があります。(演習およびオリエンテーション：0.5 日間)</p> <p>※指導看護師には、委託先よりテキストと DVD の送付がありますので自己学習して頂きます。</p>	<p>HP に登録研修機関一覧 (滋賀県分) を掲載 (詳細は研修機関におたずねください)</p>	<p>滋賀県 障害福祉課 077-528-3543</p>

